

災害時における被災者等相談への実施に関する協定書

和光市（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者及びその雇用主、従業者、相続人、親族を含む。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）の実施に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに乙又は乙の関係団体の会員の中から、被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）を選出し、相談員の派遣実施計画を甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員が実施する被災者等相談の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）相続に関する相談
- （2）不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- （3）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- （4）成年後見制度に関する相談
- （5）その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に業務の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（災害時の態勢整備等）

第5条 乙は、災害時における甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できない場合は、乙の関係団体による支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りではない。

(相談料)

第7条 乙及び乙の派遣した相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換及び協議)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に行うことができるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報の交換及び資料の提供をするとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙が被災者等相談を行う場合において、他機関等と連携する必要がある場合は、乙は、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による協定解除の申出がなかった場合は、協定の存続期間がさらに1年間自動延長されるものとし、2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月17日

埼玉県和光市広沢1番5号

甲 和光市
市長 松本武洋

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号

乙 埼玉司法書士会
会長 知久公子